



## 参 考 资 料

## 1

## 用語解説

## 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用される。

## NPO

Non(非) profit(営利) Organization(組織)の略語。営利を目的としない市民の組織。「特定の社会的目的を達成するために活動する組織」のことをさし、余剰金が出ても構成員に配分されず、次年度の事業展開のための費用に充てられる。政府や自治体なども「非営利組織」といえるので、それらとの違いを強調するために「民間非営利組織」と訳されることもある。

## M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

## エンパワーメント

個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

## 家族経営協定

農家等の家族内において、経営方針の決定、役割分担（農業生産、家庭生活）、就業環境（休日、労働報酬など）、経営移譲などを文書により取り決めたもののこと。

## キャリア教育

児童生徒一人一人が、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観、職業観を形成し、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育のこと。

## 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分

担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。平成19（2007）年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22（2010）年6月には、一層の取組みの決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれた。

## ステップファミリー

一般的には離別や死別の後の子連れ再婚などによってできる、血縁のない親子や義理の兄弟・姉妹を含む家族のこと。

## ストーカー行為

同一の人に対し、つきまとい等を繰り返し行うこと。

## セクシュアル・ハラスメント

性的な意味合いを持つ行動で、本人にそのつもりがなくても、された相手はその言動を不快に感じたら、それはセクシュアル・ハラスメントとなる。男女雇用均等法では、職場でのセクシュアル・ハラスメントを「職場において行われる性的な言動に対して拒否するなどしたため、その労働条件について不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。

### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。

### 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を支援するために、父または母または養育者に支給される手当（父または母が政令で定める重度障害の状態にある場合も支給される）。

### 第3次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、平成22（2010）年7月、「男女共同参画会議」の答申を踏まえ、同年12月17日閣議決定された。第1次計画（平成12（2000）年）、第2次計画（平成17（2005）年）に続く第3次の計画で、15の重点分野を設定。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として公布、施行された。

### 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止された。

### 地域（地域コミュニティ）

住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。

### 地域子育て支援センター

地域の在宅親子支援の拠点として、体験保育や育児相談のほか、地域の子育て関連情報の提供、講習会の実施とともに、子育てサーク

ルの支援などの地域支援活動を実施している。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人等の親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。DVには、殴る、蹴るという「身体的暴力」だけでなく、言葉による「精神的暴力」、親・兄弟姉妹や友人との付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」も含まれる。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる問題として取り上げられ、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる「家庭内暴力」とは区別されている。DV防止法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

= DV防止法。人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために平成13年に制定された法律。

### ハローワーク

= 公共職業安定所。職業安定法に基づき、労働市場の実情に応じて労働力の需給の適正な調整を行うため、全国的体系で組織・設置される総合的雇用サービス機関。求職者にはその有する能力に適合した職業に就く機会を与え、求人者にはその雇用条件に合った求職者の斡旋を行う。

### フレックスタイム

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。

### ワークシェアリング

勤労者同士で雇用を分け合うこと。各々の労働時間を短くする時短によるのが典型的な方法である。

2

## 雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱

平成18年8月3日

告示第118号

改正 平成20年3月14日告示第22号

平成20年4月1日告示第59号

(設置)

第1条 男女が共に社会の様々な分野に参画し、責任を担う男女共同参画社会の実現の推進に資するため、雲仙市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて協議し、意見を取りまとめて市長に提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び市民等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公募)

第4条 委員の選任に当たっては、委員の一部を公募することができるものとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が招集する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月3日から施行する。

附 則（平成20年3月14日告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第59号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## 3

## 雲仙市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

平成19年4月19日

訓令第14号

改正 平成20年4月1日訓令第6号

平成21年4月1日訓令第11号

平成22年11月8日訓令第9号

平成24年3月13日訓令第2号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、雲仙市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 推進会議の組織は、別表第1のとおりとする。

(会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議に付議する案件を調査研究し、又は推進会議で決定した施策等に関し必要な事務を処理するため、推進会議の下に幹事会を置き、幹事会は次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画に関する調査研究
  - (2) その他推進会議から委ねられた事項
- 2 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事は政策企画課長をもって充てる。
  - 3 幹事は、別表第2に掲げる局、課及び総合支所の長が指名する職員1名をもって充てる。
  - 4 幹事は会長の命を受け、会務に従事する。
  - 5 幹事会の会議は、代表幹事が招集する。

6 代表幹事に事故あるときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事はその職務を代理する。

7 幹事会は、必要があると認めるときは、会議に幹事以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議及び幹事会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月8日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月13日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

会長	市長
副会長	副市長、教育長
委員	観光物産まちづくり推進本部長、総務部長、市民生活部長、市民福祉部長、農林水産商工部長、建設整備部長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会事務局教育次長、国見総合支所長、瑞穂総合支所長、愛野総合支所長、千々石総合支所長、小浜総合支所長、南串山総合支所長、会計管理者、監査事務局長

別表第2（第7条関係）

観光物産まちづくり推進本部観光物産まちづくり推進課
総務部人事課
市民生活部市民窓口課
市民福祉部福祉課
農林水産商工部農林水産課
建設整備部監理課
議会事務局
農業委員会事務局
教育委員会事務局総務課
国見総合支所
瑞穂総合支所
愛野総合支所
千々石総合支所
小浜総合支所
南串山総合支所
会計課
監査事務局

4

男女共同参画に関する世界、国、県の動き

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1945年 (昭和20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際連合発足</li> <li>・「国際連合憲章」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正選挙法公布（婦人参政権）</li> </ul>	
1946年 (昭和21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の地位委員会発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第22回総選挙で初の婦人参政権行使</li> <li>・日本国憲法公布（男女平等の明文化）</li> </ul>	
1948年 (昭和23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権宣言採択</li> </ul>		
1967年 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人に対する差別撤廃宣言採択</li> </ul>		
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年</li> <li>・国際婦人年世界会議（メキシコ・シテイ）で「世界行動計画」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人問題企画推進本部」発足</li> <li>・総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」始まる（1976年～1985年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立婦人教育会館開館</li> <li>・民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に）</li> <li>・第1回日本婦人問題会議(労働省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題窓口（労政課）設置</li> </ul>
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画策定</li> <li>・国立婦人教育会館が嵐山町に開館</li> </ul>	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県婦人問題懇話会設置</li> <li>・長崎県婦人関係行政推進会議設置</li> </ul>
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）</li> <li>一女子差別撤廃条約の署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法・家事審判法一部改正（配偶者の法定相続分引き上げ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定</li> <li>・婦人問題担当企画主幹設置</li> <li>・第1回市町村担当課長会議開催</li> </ul>
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画後期重点目標発表</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年世界会議ESCAP地域政府間準備会議」開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍…父系血統主義→父母両系主義）</li> </ul>	



年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）</li> <li>—「ナイロビ将来戦略」採択</li> <li>・NGOフォーラム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>・「男女雇用機会均等法」成立</li> <li>・「国民年金法」改正（女性の年金権確立）（施行は昭和61年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始</li> <li>・情報紙「女性ながさき」創刊</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部婦人対策室設置</li> </ul>
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法例一部改正（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等）</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会）</li> <li>・ILO第171号条約（夜業に関する）採択（ILO総会）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2001ながさき女性プラン」策定</li> <li>・婦人対策室を女性行政推進室に改称</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定</li> <li>・育児休業法成立（施行は平成4年）</li> </ul>	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・初の婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権会議（ウィーン）</li> <li>・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業生活資金創設</li> </ul>
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO総会）</li> <li>・国際人口・開発会議開催（カイロ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府男女共同参画室発足</li> <li>・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2001ながさき女性プラン」第1次改定</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会開発サミット開催（コペンハーゲン）</li> <li>・第4回国連世界女性会議開催（北京）「行動綱領」「北京宣言」の採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法の成立・施行（一部平成11年施行）</li> <li>・ILO第156号条約（家族的責任条約）批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ながさきキラキラ・ライフプラン～2001長崎県農山漁村女性ビジョン」策定</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法一部改正 (女子保護規定の廃止等…施行は平成11年)</li> <li>・男女雇用機会均等法一部改正 (セクハラについての事業主配慮義務を規定…一部を除き平成11年施行)</li> <li>・男女共同参画審議会設置法及び男女共同参画審議会令公布</li> <li>・労働省婦人局が女性局、婦人少年室が女性少年室に名称変更</li> <li>・「介護保険法」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始</li> <li>・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年)</li> </ul>
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラム開催</li> </ul>
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」の施行</li> <li>・「男女共同参画社会基本法」成立</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」施行 (女性の参画の促進を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組</li> <li>・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組</li> <li>・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称</li> <li>・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> <li>・「政治宣言」「成果文書」の採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・ストーカー規制法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新世紀創造フォーラム開催</li> <li>・「長崎県男女共同参画計画」策定</li> <li>・長崎県男女共同参画推進本部設置</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称：DV防止法)成立</li> <li>・「男女共同参画週間」設定(6月23日～29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県男女共同参画推進条例制定</li> <li>・長崎県男女共同参画審議会設置</li> <li>・長崎県男女共同参画推進員設置</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法施行</li> <li>少子化対策基本法施行</li> <li>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>DV防止法一部改正 (暴力の定義拡大等…同年施行)</li> <li>育児・介護休業法一部改正 (育児休業期間の延長等…平成17年施行)</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県男女共同参画推進センター開設</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法改正 (平成19年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組</li> <li>長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組</li> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)改正(平成20年施行)</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)改正(平成20年施行)</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎県男女共同参画基本計画」改定</li> </ul>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連安全保障理事会:「武力紛争下の性暴力防止に関する決議第1820号」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童福祉法」「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年施行他)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組</li> </ul>
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等)(平成22年施行他)</li> <li>女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）発足</li> <li>・ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書締結</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次長崎県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催（ラオス）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組</li> </ul>

## 5

## 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

## 前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念

(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同

参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。



（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）